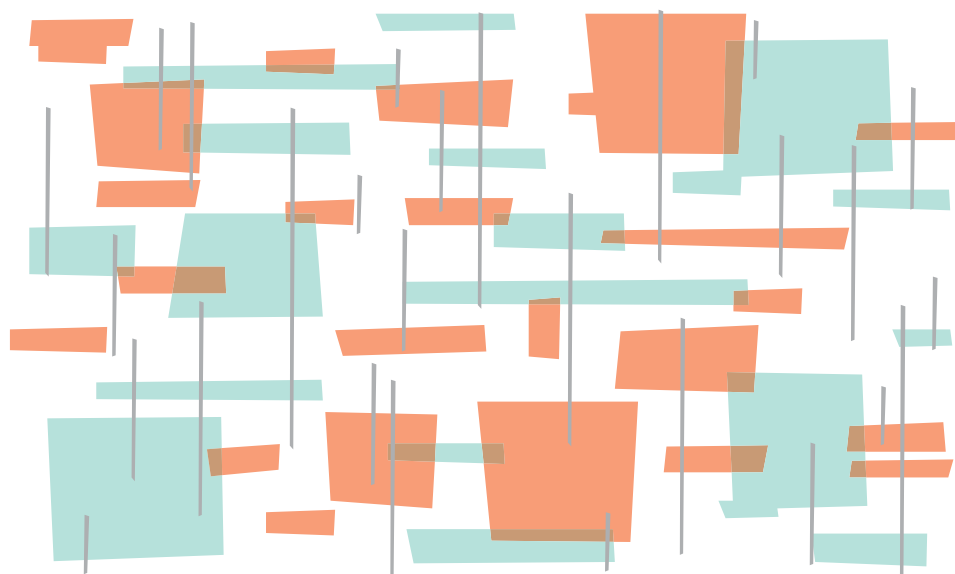


健やかに育ち笑顔がきらめく
子ども・子育て支援のまちづくり
三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）



平成22年3月
三鷹市

はじめに

このたび、「三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）」をまとめました。

私は、平成 15（2003）年 4 月に三鷹市長に就任して以来、一貫して「健やかに育ち笑顔がきらめく子ども・子育て支援」を最重点プロジェクトのひとつに位置づけてきました。そして、平成 16 年 12 月に「三鷹市次世代育成支援行動計画 2010」（前期計画）を策定して、子どもの視点に立った子育て支援策の推進に努めてきました。

前期計画策定から 5 年が経過する間に、国も新たな少子化対策の検討を進めてきており、私は平成 19 年 2 月、政府が設置した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の構成員に選ばれ、政府の政策形成において直接的に発言する機会を得ました。そして、同年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をとりまとめました。同月、この提言を受けて厚生労働省社会保障審議会に「少子化対策特別部会」が設置され、私は全国市長会の推薦により委員に就任し、現在まで務めています。この部会では、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方等についての議論をこれまで 30 回積み重ねてきており、私は国民・市民の立場、基礎自治体の立場から、現状の課題や取組を踏まえて建設的な発言と意見交換に努めています。

これらの動向も踏まえて 三鷹市では、平成 21 年 3 月に次世代育成支援の総合的指針である「三鷹市子育て支援ビジョン」を策定しました。このビジョンは、すべての子どもの育ちを支え、子育て世代を支援するために、「仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図り、地域の多様な担い手の皆様と子育て支援の目標を共有し、在宅子育て支援、保育サービスの拡充、放課後の子ども支援などについて、着実な「未来への投資」を進めつつ、総合的な子育て支援の取組を協働して推進することをめざすものです。

このビジョンを基礎にして、平成 21 年度には、市民への意向調査を行い、専門家、健康福祉審議会委員や一般公募市民（保育施設保護者・学童保育保護者を含む）を委員とする「三鷹市次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置しました。策定委員会では、前期計画の進捗状況を検証・評価しつつ、後期計画の具体的な施策内容を検討していただきました。まとめられた「行動計画素案」に関しては、市民の皆様からパブリックコメントをいただくとともに、「三鷹市健康福祉審議会」において検討していただき、多元的かつ総合的な視点から行動計画を策定するように進めてまいりました。この過程でご協力いただいた市民の皆様、専門家の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 22 年 4 月からは、子育て支援施策と児童青少年施策を総合的に推進するための「子ども政策部」を市長部局に創設し、国が新たに創設する「子ども手当」等の施策の円滑な実施を含め、本行動計画を的確に有効に実行していくことといたしました。

今後も、市民の皆様、地域の関係機関・団体の皆様、事業者の皆様と三鷹市が一体となって、それぞれの役割と責務を果たしつつ、協働してこの行動計画に基づく子育て支援策を着実に推進してまいりたいと思います。皆様のご参画をどうぞよろしくお願い致します。

平成 22（2010）年 3 月

三鷹市長

清原慶子

目次

総論

第1部	計画の前提	1
1	計画策定の目的	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	計画の対象となる人口	4
第2部	計画の基本的考え方	5
1	計画策定の背景及び策定体制	6
2	計画の基本視点	8
第3部	計画の基本理念、基本方針、目標及び重点課題	9
1	基本理念（計画のめざす子ども像）と基本目標	10
2	五つの基本方針（三鷹市子育て支援ビジョン）	11
3	七つの目標（行動計画策定指針）	12
4	八つの重点課題	13
第4部	子育て支援ニーズの現状	15
1	調査の目的と方法	16
2	調査結果の要約（考察）	17
第5部	保育計画及び目標事業量	33
1	保育計画（保育所定員の推移）	34
2	目標事業量	38
第6部	計画の施策体系	39

各論

第1部	地域における子育ての支援	41
I	地域の子育て家庭を支援する	45
1	総合的な子育て支援サービスの展開	45
2	在宅の子育て支援サービスの拡充	54
3	親子交流事業等の拡充	59
4	地域における子育てグループの育成	64
II	待機児童の解消への取り組みと保育サービスの充実	66
1	待機児童の解消への取り組み	66
2	保育サービスの充実	70
3	私立幼稚園との連携	75
4	民間保育所等の支援	76
5	効率的な保育園の運営	77
6	財源の確保と費用負担のあり方の検討	79

第2部	すべての子育て家庭における親子の健康の確保及び増進	81
I	母と子の健康づくりの推進	84
1	疾病予防・健康増進事業の推進	84
2	妊娠・出産・育児に関する家庭支援	86
3	思春期保健等の充実	93
4	食育の推進	96
II	医療等の支援	99
1	小児夜間診療体制の構築	99
2	乳幼児医療費助成の充実	100
3	義務教育就学児医療費助成の充実	101
第3部	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	103
I	子どもの生きる力を育成する教育環境の整備	106
1	豊かな心と健やかな体の育成	106
2	学校教育の充実	111
3	幼児教育の充実	115
II	子どもたちの居場所づくり	117
1	学校等を利用した居場所づくり	117
2	児童館の充実	122
3	学童保育所の充実	125
III	地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり	127
1	地域との連携と人財活用	127
2	世代間交流による子育て支援	129
第4部	子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保	131
I	子育てを支援するバリアフリーのまちづくり	133
1	子育てを支援するバリアフリーのまちづくり	133
2	子育てを支援する居住環境の整備	137
II	子どものための安全・安心のまちづくり	139
1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	139
2	子どもを犯罪から守るための活動の推進	144
III	子どもを取り巻く有害環境への対応の推進	148
1	子どもを取り巻く有害環境への対応の推進	148
第5部	職業生活と家庭生活との両立の支援	149
I	仕事と子育ての両立を支援する	151
1	子育て家庭を支援する就労環境づくりの研究と啓発	151
2	新しい働き方の支援	154
第6部	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	157
I	子どもの虐待防止と子ども家庭支援センターの機能強化	159
1	子どもの虐待防止と子ども家庭支援センターの機能強化	159
II	ひとり親家庭の自立支援	164
1	自立に向けた支援	164

2	母子生活支援施設の建替え	169
Ⅲ	障がいがある子ども、支援が必要な子どもへの施策の充実	170
1	北野ハピネスセンターの療育支援の充実	170
2	障がい児保育の充実	171
3	一人ひとりの特性に応じた指導・支援の保障	172
第7部	計画の推進	175
Ⅰ	教育・子育て支援のまちづくりの推進	177
1	三鷹子ども憲章の普及浸透	177
Ⅱ	推進体制の整備	180
1	協働による推進体制の整備	180
2	庁内体制の整備	181
Ⅲ	計画の評価・進行管理	182
1	計画の評価・検討	182
2	計画の進行管理	183
巻末資料		185
1	三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定の経緯	186
2	三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会委員名簿	187
3	三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会設置要綱	188
4	前期計画の目標事業量と進捗状況	189
5	三鷹市の子育て支援施策の推移	190

《用語の説明》

本文で用いられる用語の意味については、次のとおりである。

【公設公営保育所】

三鷹市が保育所を設置し、自ら運営主体となって直接運営している形態をいう。

【公設民営保育所】

三鷹市が保育所を設置し、社会福祉法人や株式会社等にその保育所の運営を委託する形態をいう。

【民設民営保育所】

社会福祉法人等の民間事業者が保育所を設置し、自ら運営主体となって運営している形態をいう。

【市立保育所】

公設公営・公設民営保育所の総称をいう。

【認可保育所】

公設公営保育所、公設民営保育所及び民設民営保育所の総称をいう。

【認証保育所】

0歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、東京都独自の認証基準を満たして設置された保育施設をいう。

【家庭福祉員（保育ママ）】

家庭福祉員制度等実施要綱に定める要件を備え、かつ、区市町村長に認定されている人のことをいう。保護者が勤めているなどの理由で、保育を必要とする3歳未満の乳幼児を、家庭福祉員の自宅で預かり、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。

【事業所内保育施設】

企業が従業員の雇用確保あるいは福利厚生の一環として、事業所内に設置する保育施設をいう。

【認定こども園】

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、以下の2つの機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設のことをいう。(1)就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能。(2)すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動等の子育て支援を行う機能。

【ファミリー・サポート・センター】

急な残業など臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で地域における育児に関する相互援助活動のとりまとめを行うセンターをいう。

【病児・病後児保育事業】

保護者が就労している場合等に、病気または病気回復期の子どもを預かってくれる施設をいう。

【DV】

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のことをいう。

【ダイバーシティ】

英語で「多様性」のこと。計画の中では、企業で人種・国籍・性・年齢を問わず多様な人材を活用することをいう。

【統合保育】

障がいのある子どももいない子どもも共に育ちあう保育のことをいう。